



鳥取県公報

平成17年3月31日(木)
号外第65号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-----|---|
| 規 則 | 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (36) (協働推進室) 2 |
| | 鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則 (37) (振興課)14 |

———公布された規則のあらまし———

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 青少年健全育成協力員の活動内容、委嘱の方法、委嘱の期間、身分証明書の様式等を定めることとした。(新第3条、新様式第1号関係)
- 2 図書類又はがん具刃物類自動販売機等に表示する表示票及びその再交付申請書の様式を定めることとした。(新第5条、新様式第6号、新様式第7号関係)
- 3 利用カード自動販売機に表示する表示票及びその再交付申請書の様式を定めることとした。(第8条、様式第11号、様式第12号関係)
- 4 質受け又は古物買受け等を申し出た者が青少年でないことを確認する方法は、身分証明書等、年齢を確認することができる資料の提示とすることとした。(第9条関係)
- 5 青少年からの質受け又は古物買受け等に関し、保護者の委託を受け又はその承諾を得たと認められる場合は、青少年が、当該青少年の保護者の署名及び押印のある委託又は承諾を証する書類を所持している場合とすることとした。(第10条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 施行期日等
 - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

- 1 学生が、次の施設を利用するとき ((1)を除き、専用利用の方法で利用する場合にあっては、利用しようとする日の6日前から当日までの間における申込みに係るものに限る。) は、これらの施設の使用料を免除することとした。(第7条、第8条、第10条、第11条関係)
 - (1) 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国 (休日等に利用するときに限る。)
 - (2) 鳥取県立鳥取産業体育館
 - (3) 鳥取県立米子産業体育館
 - (4) 鳥取県立布勢総合運動公園
 - (5) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (燕趙園を除く。)
 - (6) 鳥取県立武道館
 - (7) 鳥取県営鳥取屋内プール (休日等に一般利用するときに限る。)
 - (8) 鳥取県営米子屋内プール (プールを利用する場合にあっては、休日等に一般利用するときに限る。)

- (9) 鳥取県営ライフル射撃場
(10) 鳥取県立博物館
(11) 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 2 大学及び専修学校等が、学生等が行う文化芸術に関する行事、学生等が参加するスポーツ行事等のため、次の施設を利用するときは、これらの施設の使用料を免除することとした。(第1条～第6条、第8条～第11条関係)
- (1) 1の(2)から(8)まで及び(11)の施設
(2) 鳥取県立県民文化会館
(3) 鳥取県立倉吉未来中心
(4) 鳥取県立童謡館
(5) 鳥取県立米子コンベンションセンター
(6) 鳥取県立夢みなとタワー
(7) 鳥取県立福祉人材研修センター
(8) 鳥取県立農業高等学校
(9) 鳥取県立博物館の展示室等
(10) 鳥取県立大山青年の家
(11) 鳥取県立船上山少年自然の家
(12) 鳥取県立生涯学習センター
- 3 1の(9)に加え、生徒(専用利用する場合にあっては、利用日の6日前から当日までの間における申込みに係るものに限る。)が、鳥取県営ライフル射撃場を利用するときについても、使用料を免除することとした。(第10条関係)
- 4 障害者及び要介護者等並びにその介護者が、次の施設を利用するときは、これらの施設の使用料を免除することとした。(第11条関係)
- (1) 鳥取県営ライフル射撃場
(2) 鳥取県立大山青年の家
(3) 鳥取県立船上山少年自然の家
- 5 幼児及び学生の引率者が、教育課程に基づく教育活動として鳥取県立博物館の通常展示及び特別展示を観覧するときの入館料を免除することとした。(第11条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第36号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</u></p> <p><u>(青少年健全育成協力員)</u></p> <p><u>第3条 条例第9条の2で定める青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）は、次に掲げる活動を行う。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</u></p> <p><u>ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧</u></p> <p><u>イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布</u></p> <p><u>ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換</u></p> <p><u>エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所</u></p> <p><u>オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け</u></p> <p><u>カ 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去</u></p> <p><u>キ 条例第18条から第21条までに定める青少年に対する不健全な行為</u></p> <p><u>(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。</u></p> <p><u>(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その</u></p> | |

他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3 健全育成協力員は、次のいずれにも該当する者で、市町村又は青少年の健全育成活動若しくは非行防止若しくは犯罪防止のための活動を地域において行う団体（以下この項において「団体」という。）から推薦があったもののうちから、知事が委嘱する。

(1) 推薦を行う市町村又は団体が活動を行う地域に居住していること。

(2) 健全育成協力員制度の趣旨を理解して、第1項に掲げる活動を遂行することができること。

4 健全育成協力員の委嘱期間は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 健全育成協力員が次のいずれかに該当するときは、知事は、委嘱を取り消すものとする。

(1) 職務の遂行ができないと知事が認めるとき。

(2) 辞退の申出があったとき。

(3) その他知事が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 この規則に定めるもののほか、健全育成協力員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(衛生用品)

第4条 略

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第5条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第2号による設置届に様式第3号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第4号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、

(衛生用品)

第1条の2 略

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第2条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第1号による設置届に様式第2号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第3号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、

様式第5号による廃止届を提出して行うものとする。

- 4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第6号によるものとする。

- 5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第7号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(有害図書類の指定の基準)

第6条 略

(有害図書類とする図書類の内容)

第7条 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第8条 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、様式第8号による販売届を提出して行うものとする。

- 2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第9号による変更届を提出して行うものとする。
- 3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第10号による廃止届を提出して行うものとする。
- 4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第11号によるものとする。

様式第4号による廃止届を提出して行うものとする。

- 4 条例第12条の3第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- (2) 自動販売機等の設置場所
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- (4) 自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- (5) 自動販売機等の設置年月日

(有害図書類の指定の基準)

第2条の2 略

(有害図書類とする図書類の内容)

第2条の3 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第2条の4 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、様式第5号による販売届を提出して行うものとする。

- 2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第6号による変更届を提出して行うものとする。
- 3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第7号による廃止届を提出して行うものとする。
- 4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用カードの販売を業とする者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第12号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(青少年でないことを確認する方法)

第9条 条例第17条の7第3項に定める青少年でないことを確認する方法は、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質受け又は古物買受け等を申し出た者の年齢を確認することができる資料の提示とする。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第10条 条例第17条の7第4項に定める保護者の委託を受け又はその承諾を得たと認められる場合は、青少年が、当該青少年の保護者の署名及び押印のある委託又は承諾を証する書類を所持している場合とする。この場合において、質屋又は古物商は、当該書類の内容に疑義があるときは、その内容について、電話その他保護者の意思を確認できる方法により、保護者に直接確認を行わなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第22条第3項に規定する証明書は、同条第1項に規定する職員にあつては様式第13号の、同条第2項に規定する知事が指定した者にあつては様式第14号のとおりとする。

(推奨等の要請)

第12条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第15号による要請書を提出して行うものとする。

様式第2号(第5条関係) 略

様式第3号(第5条関係)

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

略

注 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動

(4) 販売の開始年月日

(身分証明書)

第3条 条例第22条第3項に規定する証明書は、同条第1項に規定する職員にあつては様式第8号の、同条第2項に規定する知事が指定した者にあつては様式第9号のとおりとする。

(推奨等の要請)

第4条 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第10号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号(第2条関係) 略

様式第2号(第2条関係)

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

略

注 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動

販売機等管理者としての義務を履行することを承諾
します。

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機
等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業と
する者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を
自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする
者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に
現に収納されている図書類又はがん具刃物類に
ついて第13条第1項又は第14条の2第1項の規
定による指定があったときは、当該図書類又は
がん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは
当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管
理者又は第2項の規定に違反している者に対し、
有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他
必要な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売
等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自
動販売機等による営業に関し、第1項若しくは
第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定
による命令に違反したときは、当該自動販売機
等による営業の全部又は一部の停止を命ずるこ
とができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者
に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずること
ができる。

(罰則)

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以
下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命
令に違反した者

3 略

4 第17条第4項の規定に違反して必要な措置を
とらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円

販売機等管理者としての義務を履行することを承諾
します。

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機
等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業と
する者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を
自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする
者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に
現に収納されている図書類又はがん具刃物類に
ついて第13条第1項又は第14条の2第1項の規
定による指定があったときは、当該図書類又は
がん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは
当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管
理者又は第2項の規定に違反している者に対し、
有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他
必要な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

(罰則)

第26条 略

以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかつた者

(3) 略

6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名 ④

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

注 略

(裏)

略

- 様式第4号(第5条関係) 略
- 様式第5号(第5条関係) 略
- 様式第8号(第8条関係) 略
- 様式第9号(第8条関係) 略
- 様式第10号(第8条関係) 略

2 略

3 第17条第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかつた者

(3) 略

5～7 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名 様

住所

氏名 ④

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

注 略

(裏)

略

- 様式第3号(第2条関係) 略
- 様式第4号(第2条関係) 略
- 様式第5号(第2条の4関係) 略
- 様式第6号(第2条の4関係) 略
- 様式第7号(第2条の4関係) 略

様式第13号 (第11条関係) 略

様式第14号 (第11条関係) 略

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)
 (立入調査等)
 第22条 略
 2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
 3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)
 第26条 略
 2 ~ 7 略
 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。
(1)及び(2) 略
(3) 第22条第2項の規定による立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 9 略

様式第15号 (第12条関係) 略

様式第8号 (第3条関係) 略

様式第9号 (第3条関係) 略

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)
 (立入調査等)
 第22条 略
 2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。
 3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)
 第26条 略
 2 ~ 5 略
 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。
(1) 略
(2) 第22条第2項の規定による立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 7 略

様式第10号 (第4条関係) 略

第2条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号として次の様式を加える。

様式第1号 (第3条関係)

(表)

第 号



青少年健全育成協力員証明書

氏 名

上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第9条の2の規定による青少年健全育成協力員であることを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例 (抜すい)

(青少年健全育成協力員)

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則 (抜すい)

(青少年健全育成協力員)

第3条 条例第9条の2で定める青少年健全育成協力員(以下「健全育成協力員」という。)は、次に掲げる活動を行う。

(1) 次に掲げる事項の実態の把握(条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。)を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

キ 条例第18条から第21条までに定める青少年に対する不健全な行為

(2) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

(3) 青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

(4) その他青少年の健全な育成に関する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第11条の2第2項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行ってはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 略

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号(第5条関係)

| 図書類自動販売機等の表示票 | |
|---|--|
| 届 出 番 号 | 第 号 |
| 図書類の販売等を業とする者 | 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 |
| 設 置 場 所 | |
| 設 置 場 所 の 提 供 者 | 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 |
| 自動販売機等管理者 | 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 自動販売機等管理者については、次のとおりです。 1 自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有すること。 2 自動販売機等に収納されている図書類又はがん具刃物類について、鳥取県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)により、有害図書類又は有害がん具刃物類の指定があったとき、又は有害図書類又は有害がん具刃物類の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することのできる者であること。 </div> |
| 設置予定年月日 | 年 月 日 |
| <p>条例第17条第1項の規定により、この自動販売機等には、有害図書類又は有害がん具刃物類を収納できません。</p> <p>条例第17条第2項の規定により、図書類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について有害図書類又は有害がん具刃物類の指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければなりません。</p> <p>これらの規定に違反した場合は、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去命令のほか、自動販売機等の営業停止や撤去を命令することがあります。</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 (連絡先 :)</p> | |

注1 連絡先には、条例を所管する担当課名及び電話番号を記載すること。

2 がん具刃物類の自動販売機等の届出であるときは、「がん具刃物類自動販売機等の表示票」とするなど、所要の調整をして使用すること。

様式第7号 (第5条関係)

| | |
|---|--|
| | 年 月 日 |
| 職 氏 名 様 | 届出者 住所 氏名 ㊟ 電話番号 〔 法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称、代表者の 氏名及び電話番号 〕 |
| 図 書 類 自動販売機等の表示票の再交付申請書 がん具刃物類 | |
| 図 書 類 自動販売機等の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第12条の3第5項の規定によ がん具刃物類 り、次のとおり再交付を申請します。 | |
| 自動販売機等の種類、型式及び製造番号 | 種類 (1 自動販売機 2 自動貸出機) 型式 () 製造番号 () |
| 設置場所 | 市 町 郡 村 番地 |
| 設置場所の提供者 | 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) |
| 自動販売機等管理者 | 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) |
| 設置年月日 | |
| 収納図書類又はがん具刃物類の種類 | 1 図書類 (1) 書籍、雑誌 (2) 録画テープ (3) () 2 がん具刃物類 (1) がん具類 ア 性的がん具 () イ その他 () (2) 刃物類 () (3) その他 () |
| 再交付申請の理由 | 1 表示票のき損 2 表示票の亡失 3 表示票の滅失 4 表示票に表示された内容の識別が困難になったこと。 5 その他 () |

注1 該当番号を で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること (枠内に収まらない場合は、裏面に記入すること。)

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第11号 (第8条関係)

| 利用カード自動販売機の表示票 | |
|--|---|
| 届出番号 | 第 号 |
| 利用カードの 販売等を業と する者 | 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 |
| 設置場所 | |
| 設置場所の 提供者 | 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 |
| 販売開始予定 年 月 日 | 年 月 日 |
| <p>「利用カード」とは、店舗型電話異性紹介営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項）及び無店舗型電話異性紹介営業（同条第10項）に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもって発行する文書その他の物品をいいます（鳥取県青少年健全育成条例第10条第4項及び第5項）。</p> <p>同条例第17条の6の規定により、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所（青少年立入禁止施設等）に設置される自動販売機で、青少年が購入できない措置が講じられていないものについては、利用カードを収納することができません。</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 （ 連絡先： ）</p> | |

注 連絡先には、条例を所管する担当課名及び電話番号を記載すること。

様式第12号 (第8条関係)

| | |
|---|--|
| 職 氏 名 様 | 年 月 日 |
| | 届出者 住所 氏名 電話番号 〔 法人にあつては、主たる事務所 所の所在地、名称、代表者の 氏名及び電話番号 〕 |
| 利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書 | |
| 利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する第12条の3第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。 | |
| 自動販売機等の型式 及び製造番号 | 型式 () 製造番号 () |
| 設置場所 | 市 町 郡 村 番地 |
| 設置場所の提供者 | 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号) |
| 販売開始年月日 | |
| 再交付申請の理由 | 1 表示票のき損 2 表示票の亡失 3 表示票の滅失 4 表示票に表示された内容の識別が困難になったこと。 5 その他 () |

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第75号)附則第3項の適用を受ける者については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正後の鳥取県青少年健全育成条例施行規則様式第6号の表示票を交付するものとする。この場合において、同様式中「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第37号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成5年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 条例第5条の規定による利用料金の減免(以下「減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>(以下「<u>学生等</u>」という。)が行う公演、<u>学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事</u>(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 条例第5条の規定による利用料金の減免(以下「減免」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒</u>(以下「<u>生徒等</u>」という。)が行う公演、<u>生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事</u>(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> |

(鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉未来中心管理規則(平成13年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

| | |
|---|---|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>(以下「<u>学生等</u>」という。)が行う公演、<u>学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事</u>(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒</u>(以下「<u>生徒等</u>」という。)が行う公演、<u>生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事</u>(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> |
|---|---|

(鳥取県立童謡館管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立童謡館管理規則(平成7年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは</p> | <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定に</p> |

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(3)～(5) 略

2 略

より指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(3)～(5) 略

2 略

(鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部改正)

第4条 鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則（平成9年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>（以下「<u>学生等</u>」という。）が行う公演、<u>学生等の作品の展示等</u>の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定め</p> | <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>大学を除く。</u>）、同法第82条の2に規定する専修学校（<u>高等課程を置くものに限る。</u>）、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒</u>（以下「<u>生徒等</u>」という。）が行う公演、<u>生徒等の作品の展示等</u>の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを</p> |

る要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

(5)及び(6) 略

徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

(5)及び(6) 略

(鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正)

第5条 鳥取県立夢みなとタワー管理規則(平成10年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室(以下「多目的ホール等」という。)を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>(以下「学生等」という。)が行う公演、<u>学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事</u>(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために<u>利用するとき</u>。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室(以下「多目的ホール等」という。)を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒</u>(以下「生徒等」という。)が行う公演、<u>生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事</u>(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために<u>利用するとき</u>。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> |

(鳥取県立福祉人材研修センター管理規則の一部改正)

第6条 鳥取県立福祉人材研修センター管理規則(平成13年鳥取県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。ただし、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ホール、研修室、学習室、講師控室及びフリースペースを学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）</u>が行う公演、<u>学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）</u>のために利用するとき 施設使用料及び設備使用料の免除</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。ただし、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ホール、研修室、学習室、講師控室及びフリースペースを学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>大学を除く。</u>）、同法第82条の2に規定する専修学校（<u>高等課程を置くものに限る。</u>）、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）</u>が行う公演、<u>生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）</u>のために利用するとき 施設使用料及び設備使用料の免除</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> |

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国管理規則（平成11年鳥取県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

(利用料金の減免)

第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

(1) 児童、生徒又は学生が休日、日曜日及び土曜日に利用するとき。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(利用料金の減免)

第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

(1) 児童が休日等(休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)に利用するとき。
(2) 中学校又は高等学校の生徒が休日等に利用するとき。

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正)

第8条 鳥取県立産業体育館管理規則(平成9年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(利用の通知等)</p> <p>第5条 知事は、産業体育館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は会議室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者(一般人に限る。)に対しては様式第4号による利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知</p> | <p>(利用の通知等)</p> <p>第5条 知事は、産業体育館の利用の許可をしたときは、体育館を専用利用の方法で利用する者又は会議室等を利用する者に対しては様式第3号により通知し、体育館を一般利用の方法で利用する者(学生又は一般人に限る。)に対しては様式第4号による利用券を、スポーツ教室に参加する者に対しては様式第5号による参加証を交付するものとする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所</p> |

事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(2)～(4) 略

(5) 学生等が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。

(6)～(8) 略

2及び3 略

様式第5号（第5条関係）

表及び裏 略

備考1 印の表示は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 高等学校の生徒又は学生... 高・学

(3) 一般人..... 一般

2 略

又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(2)～(4) 略

(5) 生徒等が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。

(6)～(8) 略

2及び3 略

様式第5号（第5条関係）

表及び裏 略

備考1 印の表示は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 高等学校の生徒..... 高

(3) 学生又は一般人..... 一般

2 略

（鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正）

第9条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第10条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を</p> | <p>（使用料の減免）</p> <p>第36条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国際農業交流館（宿泊室を除く。）の施設を</p> |

学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(2)～(5) 略

2及び3 略

様式第10号（第29条関係）

鳥取県立農業大学校利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

申込者 郵便番号

住 所

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり鳥取県立農業大学校を利用したいので、申し込みます。

| | |
|--------|-----------------------|
| 略 | |
| 利用予定人員 | 人（高等学校の生徒又は学生人、一般人 人） |
| 略 | |

注 略

様式第12号（第36条関係）

鳥取県立農業大学校使用料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(2)～(5) 略

2及び3 略

様式第10号（第29条関係）

鳥取県立農業大学校利用申込書

年 月 日

職 氏 名 様

申込者 郵便番号

住 所

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり鳥取県立農業大学校を利用したいので、申し込みます。

| | |
|--------|--------------------------------|
| 略 | |
| 利用予定人員 | 人（高等学校の生徒 人、 <u>学生又は一般人</u> 人） |
| 略 | |

注 略

様式第12号（第36条関係）

鳥取県立農業大学校使用料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 郵便番号

住 所
氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立農業大学校の使用料の減免を受けたいの
で、次のとおり申請します。

| | |
|--------|----------------------------|
| 略 | |
| 利用予定人員 | 人 (高等学校の生徒又は学生 人、一般人 人) |
| 略 | |

注 略

住 所
氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立農業大学校の使用料の減免を受けたいの
で、次のとおり申請します。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 略 | |
| 利用予定人員 | 人 (高等学校の生徒 人、 <u>学生</u> 又は一般人 人) |
| 略 | |

注 略

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第10条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>(以下「<u>学生等</u>」という。)が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために有料公園施設を利用するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>学生等</u>が専用利用(利用しようとする日(当</p> | <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒</u>(以下「<u>生徒等</u>」という。)が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために有料公園施設を利用するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>生徒等</u>が専用利用(利用しようとする日(当</p> |

該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。

(5)~(7) 略

2 略

該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。

(5)~(7) 略

2 略

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第11条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下この条において「移動表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目(以下この条において「移動後表細目」という。)が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動後表細目に対応する移動表細目が存在しない場合には、当該移動後表細目(以下この条において「追加表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(表の細目の表示及び追加表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--|---|---|--|---|--|
| (授業料等及び使用料の減免) | | | (授業料等及び使用料の減免) | | |
| 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。 | | | 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。 | | |
| 区 分 | 授業料等又は使用料 | 減免事由 | 区 分 | 授業料等又は使用料 | 減免事由 |
| 略 | | | 略 | | |
| | 施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。)を除く。) | 1 及び 2 略 3 幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。 | | 施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。)を除く。) | 1 及び 2 略 3 幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。 |

| | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------|--|--------------------|-------------------------|---|
| <p>鳥取県立武道館</p> | <p>施設使用料及び設備使用料</p> | <p>4 ~ 6 略</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、<u>学生等</u>が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「スポーツ行事」という。）のために利用するとき。</p> | <p>鳥取県立武道館</p> | <p>施設使用料及び設備使用料</p> | <p>4 ~ 6 略</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>大学を除く。</u>）、同法第82条の2に規定する専修学校（<u>高等課程を置くものに限る。</u>）、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、<u>生徒等</u>が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「スポーツ行事」という。）のために利用するとき。</p> |
| <p>鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プール</p> | <p>施設使用料（特別使用料を除く。）</p> | <p>略</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 <u>学生等</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）に一般利用するとき並びに<u>鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホールの専用利用（利用日の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）</u>をするとき。</p> <p>4 及び 5 略</p> | <p>鳥取県営鳥取屋内プール</p> | <p>施設使用料（特別使用料を除く。）</p> | <p>略</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 <u>生徒等</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）に一般利用するとき。</p> <p>4 及び 5 略</p> |

| | | | | | |
|-----------------|--------------------|---|-----------------|--------------------|---|
| | | 6 その他 <u>スポーツ</u> の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。 | | | 6 その他 <u>水泳</u> の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。 |
| 鳥取県 営ライフル射撃場 | 施設使用料及び設備使用料 | 1 障害者及びその介護者が一般利用するとき。 2 生徒又は学生が利用(専用利用する場合にあっては、利用日の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。 3 70歳以上の者が一般利用するとき。 4 要介護者等及びその介護者が一般利用するとき。 5 略 | 鳥取県 営ライフル射撃場 | 施設使用料及び設備使用料 | 1 70歳以上の者が施設を利用(一般利用する場合に限る。)するとき。 2 略 |
| 鳥取県立博物館 | 通常展示の入館料及び特別展示の入館料 | 1 学生等の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 ~ 5 略 | 鳥取県立博物館 | 通常展示の入館料及び特別展示の入館料 | 1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 ~ 5 略 |
| | 略 | | | 略 | |
| | 展示室等使用料 | 学校等が、 <u>学生等</u> が行う公演、 <u>学生等</u> の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「文化芸術行事」という。)のために利用するとき。 | | 展示室等使用料 | 学校等が、 <u>生徒等</u> が行う公演、 <u>生徒等</u> の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「文化芸術行事」という。)のために利用するとき。 |
| 鳥取県立大山青年の家 | 施設使用料 | 1 学校等がその指導計画に基づき行う <u>集団宿泊訓練等</u> のために利用するとき。 2 略 3 障害者及びその介護者が利用するとき。 | 鳥取県立大山青年の家 | 施設使用料 | 1 高等学校がその指導計画に基づき行う <u>集団宿泊訓練等</u> のために利用するとき。 2 略 |

| | | | | | |
|---------------|------------------------------------|--|---------------|------------------------------------|--|
| | | <p>4 <u>要介護者等及びその介護者が利用するとき。</u></p> <p>5 略</p> | | | <p>3 略</p> |
| 鳥取県立船上山少年自然の家 | 施設使用料 | <p>1 <u>学校等</u>がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>障害者及びその介護者が利用するとき。</u></p> <p>4 <u>要介護者等及びその介護者が利用するとき。</u></p> <p>5 略</p> | 鳥取県立船上山少年自然の家 | 施設使用料 | <p>1 <u>高等学校</u>がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> |
| 略 | | | 略 | | |
| 鳥取県立倉吉体育文化会館 | 施設使用料及び設備使用料 | <p>学校等が、スポーツ行事又は<u>学生等</u>の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p> | 鳥取県立倉吉体育文化会館 | 施設使用料及び設備使用料 | <p>学校等が、スポーツ行事又は<u>生徒等</u>の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p> |
| | 施設使用料(特別使用料を除く。)及び体育館を利用する場合の設備使用料 | <p>1～3 略</p> <p>4 <u>学生等</u>が専用利用(利用日の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。</p> <p>5～7 略</p> | | 施設使用料(特別使用料を除く。)及び体育館を利用する場合の設備使用料 | <p>1～3 略</p> <p>4 <u>生徒等</u>が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「<u>利用日</u>」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。</p> <p>5～7 略</p> |

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

